

## 下請を踏み台にしたベアは認められない

### 「サプライチェーン全体でのサポートが必要」

1月16日、経団連（十倉雅和会長）は2024年の春季労使交渉・協議における経営側の基本スタンスや雇用・労働分野に関する基本的な考え方を示す「経営労働政策特別委員会報告」（経労委報告）を取りまとめ公表しました。

24年の春季労使交渉は『コストプッシュ型』による高い物価上昇局面で行われることから、『賃金決定の大原則』に則った検討の際、特に物価動向を重視し、自社に適した結論を得ることが必要」と表明しました。

また、中小企業における構造的賃金引上げと有期雇用等社員の賃金引上げ・処遇改善が、全体の機運醸成に重要であることに鑑み、これら2点を経営側の基本スタンスにおいて初めて項目を立てました。

「経労委報告」の概要です。

#### 第Ⅱ部 24年春季労使交渉・協議における経営側の基本スタンス

物価上昇が続くなか、賃金引上げのモメンタムを維持・強化し、「構造的な賃金引上げ」の実現に貢献することが経団連・企業の社会的な責務である。

自社に適した賃金引上げについては、23年以上の意気込みと熱意を持って、積極的な検討と実施を求めたい。具体的には、月例賃金、初任給、諸手当、賞与・一時金を柱に、自社に適した結論を見いだすことが大切である。月例賃金の引上げにあたっては、ベースアップ実施を有力な選択肢とした検討が望まれる。

中小企業における構造的な賃金引上げの実現には、中小企業による生産性の改善・向上の取り組みに加え、**サプライチェーン全体でのサポートが必要**である。経団連は、「パートナーシップ構築宣言」に参画する企業の拡大と実効性の確保等を強力に働きかけていく。

### 独占禁止法の「優越的地位の乱用」

中小企業庁は昨年9月から12月、中小企業に対して原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇するなか、価格交渉、価格転嫁の実施状況についてアンケート調査と下請Gメンによるヒアリングを実施し、その結果を取りまとめて公表しました。

アンケート配布の企業数は30万社、回答企業は35,175社で回収率11.7%です。

下請Gメンによるヒアリング調査は、地域特性や業種バランスに配慮したうえで、商慣習等によりコストが取引価格に反映できていない状況や、発注側企業との間で十分な価格交渉がおこなわれていない状況が見られた事業者等も含め対象を選定しました。ヒアリン

グ件数は約2,000社です。

中小10社以上から「主要な取引先」として挙げた大企業220社の状況を、①価格交渉があったか・発注企業から申し出があったか ②交渉上昇分を価格転嫁できたか について10点満点で点数化しました。平均値が7点以上=A、4点以上=B、0点以上=C、0点未満=Dです。

その結果、交渉と転嫁のいずれもA評価を得たのは2%、ホンダ、SUBARU、ジェイテクト、日立建機、北海道電力の5社だけでした。ともにC評価の企業は33社で、運送・物流関連、建物・不動産関連、通信関連等が含まれています。①でDがついたのはケーブルテレビ最大手のJCOMでした。

公正取引委員会は22年に同じような調査をおこない、年末に下請け企業などとの間で原燃料費や人件費などのコスト上昇分を取引価格に反映する協議をしなかった13社・団体名を、法令違反を認定したわけではないと説明したうえで公表しました。佐川急便、全国農業協同組合連合会（JA全農）、デンソー、三協立山、大和物流、東急コミュニティー、豊田自動織機、ランコム、ドン・キホーテ、日本アクセス、丸和運輸機関、三菱食品、三菱電機ロジスティクスです。

しかし、協議をしなかったことは独占禁止法の「**優越的地位の乱用**」に該当する恐れがあると通告しました。独占禁止法の運用方針は、①受注企業と発注企業の価格交渉の場で価格転嫁の必要性について協議しない、または②価格転嫁の要請があったのに拒否し、その理由を回答しない のいずれかの場合で取引価格を据え置けば「優越的地位の乱用」に該当する恐れがあると明記しています。下請け企業側が価格転嫁を要請していなくても、立場の強い発注側が自発的に協議するよう求め、中小企業の経営を安定させ、賃上げや成長投資につなげる狙いがあります。

このほか①または②に該当する4,030社に対し懸念事項を示した注意喚起文書を送付しました。

一昨年と昨年の2つの調査を比較すると改善は進んではいますがまだまだ周知されていません。なかには一昨年に社名が公表されても今回C評価の企業もあります。

## **長年価格を据え置きは法律に抵触**

大企業は、高度経済成長期にさまざまな商品の生産量が増えるなかで設備投資や資本の負担を軽減するため、広く存在していた中小企業を下請けとして活用しました。中小企業も右肩上がり受注できる恩恵があります。下請けは何層にも重なっていきました。

1990年代のバブル崩壊後に需要が冷え込むと矛盾が露呈します。大企業は海外へ生産拠点を移し、中小企業も進出の可否を迫られました。国内に残った一部の企業は大企業有利の条件で細った取引を続けざるを得ませんでした。企業間の格差が拡大していきます。

下請けの中小企業は、特定の大企業から部品の生産やサービスを受注し提供します。日

本の場合にははっきりと契約を結ばないで長期に一定の注文が続くことが多く、双方の経営の基盤となってきました。

下請法（「下請代金支払遅延等防止法」）は、下請事業者の経済的利益を保護し、下請取引の公正化を図ることを目的に、親事業者が下請事業者に対して不当な取引をしないように規制する法律です。対象となる取引は製造委託や修理委託など4つに分類されます。著しく低い対価を不当に定める「買ったたき」や、発注した後に支払額を減らす行為など主に金銭の授受の不当行為を規定します。製造業の場合、発注側が資本金3億円超、受注側が資本金3億円以下の場合などに規制がかかります。

独占禁止法と連携して、公正な競争環境を作るための法律として位置付けられています。

政府はいびつな関係の是正を急ぎます。公正取引委員会は23年11月に価格転嫁を促すための指針を公表しました。大企業の経営トップに価格交渉への関与を求め、長年価格を据え置いた場合は法律に抵触する恐れがあると明記しました。

## 日産 下請けを踏み台にしたベア

3月13日、日産自動車の2024年の春季労使交渉は、労働組合の月1万8,000円の賃上げ要求に対して会社は満額回答をしました。定期昇給と基本給を合わせた額で、賃上げ率は5.0%。前年の回答からは6,000円引き上げ、現行の人事制度で過去最高の水準です。年間の一時金も基準内賃金の5.8カ月と前年回答より0.3カ月分引き上げ、組合要求に満額で応えました。

業績が回復していることや、物価高騰などの影響を考慮したといます。

妥結する1週間前の3月7日の日経新聞に「日産自動車に下請法違反で勧告、30億円不当減額 公取委」の見出し記事が掲載されました。

7日、公正取引委員会は、日産自動車に、自動車部品を製造する下請け企業36社への支払代金約30億2,300万円を不当に減額したとして、下請法違反で再発防止を勧告しました。減額の認定額としては過去最高。下請法の順守のための定期的な監査などを求めています。

日産は2021年1月～23年4月、自動車のエンジンやバッテリーなどに使われる部品の製造を委託している下請け企業36社に発注した代金から「割戻金」として一部を差し引いて代金を支払っていました。中には10億円超を減額された企業もありました。

支払代金を割戻金名目で減額する慣行は、日産の社内で長年続いていたといます。原価低減の目標値を社内で設定していて、決算期前に駆け込みで減額を要請するケースもありました。下請け企業は取引の中止を恐れて減額を拒否できなかったようです。

割戻金として支払代金を差し引くにあたり、下請け企業との間で合意書面を取り交わしていました。しかし下請法は、仮に下請け企業との間で合意があっても、下請け企業に責

任がある場合を除き、発注後に支払代金を減額することを禁止しています。

勧告には経営責任者を中心に社内のコンプライアンス体制を整えることも盛り込まれました。

日産は既に減額した代金を下請け企業側に返金しました。

日産は「経労委報告」に従いませんでした。公取委の片桐一幸取引部長は記者会見で「中小企業の賃上げ実現のために価格転嫁が強く求められる中で、サプライチェーンの頂点に立つ企業によって違反が行われてきたことは非常に遺憾だ」と述べました。

公取委によると、自動車・トラック・バス製造業で減額に関する下請法違反の勧告は公表を始めた2004年以降で14件目。日産と同様に発注代金から「一時金」や「口銭」の名目で不当に支払金額を減額する事例も目立つといい、公取委は日本自動車工業会に再発防止を申し入れました。

4月11日の朝日新聞に「日産 賃上げ税制利用できず 下請法違反勧告 資格取り消し」の見出し記事が載りました。

「賃上げ促進税制」は賃上げをした額の一部を法人税から減額します。大企業では24年度以降、増加分の最大35%が法人税から差し引かれます。

制度を利用するためには、自社のホームページに取引先への配慮などについて経営方針を記載した上で、政府などがつくる専用サイトに、適正な取引価格の実現を表明する「パートナーシップ構築宣言」を公表する必要があります。

日産は、これまでは「宣言」を公表し、減税措置の制度を利用していたのです。今回、専用サイトから削除されました。少なくとも1年間は利用資格を取り消されます。

## サプライチェーンは労組、労働者も

日産は、法人税の減額を見込んで、春季労使交渉で満額の回答をしたと思われます。さらに賃金引上げ原資は、日産にとってはわずかな額であろうが、下請け企業への減額代金30億2300万円も含めて作られています。下請け企業側への返金額、法人税が減額されない分の原資をどこから作り出すのでしょうか。社員にどう説明するのでしょうか。

中小企業の賃金は、親企業の会社ぐるみの“犠牲”のもとに設定されます。2次、3次の下請けはさらにです。日産労働組合の組合員は、改正された賃金を、どのような思いで受け取っているのでしょうか。

低賃金労働者、非正規労働者等は、大企業とそこの労働者が生み出しています。

サプライチェーンは親企業、下請け企業の関係だけをいうのではありません。労働組合同士、労働者同士の関係でもあります。大企業傘下の労働組合連合でも下請け企業の労組は我慢を強いられる状況にあります。労働組合は、下請け等の労働条件、労働環境にサプライチェーンの視点を持ち、監視する役割も持っています。

いじめ メンタルヘルス労働者支援センター